

議案第 15 号

京丹後市社会体育施設条例の一部改正について

京丹後市社会体育施設条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和 3 年 2 月 25 日提出

京丹後市長 中山 泰

提案理由

社会体育施設に関して、京丹後市公共施設等総合管理計画「個別施設計画」に基づく検討及び施設の利用状況などを踏まえた一部施設の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

(別記)

京丹後市社会体育施設条例の一部を改正する条例

京丹後市社会体育施設条例（平成16年京丹後市条例第120号）の一部を次のように改正する。

「ただし、午前及び午後の使用料については、京丹後市弥栄総合運動公園多目的広場の使用料を基準とし、その使用料に定める額の2倍に相当する額とする。」を「ただし、午前及び午後の使用料については、それぞれ400円とする。」に改める。

「市外者が利用する場合は、京丹後市弥栄総合運動公園多目的広場の使用料を基準とし、その使用料に定める額の2倍に相当する額とする。」を「市外者が利用する場合は、午前及び午後の使用料については、それぞれ400円とする。」に改める。

第2条の表京丹後市橘体育館の項、京丹後市橘グラウンドの項、京丹後市宇川体育館の項、京丹後市野間体育館の項及び京丹後市野間グラウンドの項を削る。

別表のうち、2の表を削り、「3 京丹後市五箇体育館」を「2 京丹後市五箇体育館」に、「4 京丹後市五箇グラウンド」を「3 京丹後市五箇グラウンド」に、「5 京丹後市いさなゴコート」を「4 京丹後市いさなゴコート」に、「6 京丹後市丹波体育館」を「5 京丹後市丹波体育館」に、「7 京丹後市丹波グラウンド」を「6 京丹後市丹波グラウンド」に、「8 京丹後市大宮自然運動公園」を「7 京丹後市大宮自然運動公園」に、「9 京丹後市大宮社会体育館」を「8 京丹後市大宮社会体育館」に、「10 京丹後市大宮第三体育館」を「9 京丹後市大宮第三体育館」に、「11 京丹後市網野グラウンド」を「10 京丹後市網野グラウンド」に、「12 京丹後市網野体育センター」を「11 京丹後市網野体育センター」に改め、13の表を削り、「14 京丹後市郷体育館」を「12 京丹後市郷体育館」に、「15 京丹後市郷グラウンド」を「13 京丹後市郷グラウンド」に改め、16 京丹後市橘体育館の表及び17 京丹後市橘グラウンドの表を削り、「18 京丹後市丹後社会体育館」を「14 京丹後市丹後社会体育館」に、「19 京丹後市豊栄山村広場」を「15 京丹後市豊栄山村広場」に、「20 京丹後市竹野体育館」を「16 京丹後市竹野体育館」に、「21 京丹後市竹野グラウンド」を「17 京丹後市竹野グラウンド」に改め、22 京丹後市宇川体育館の表を削り、「23 京丹後市豊栄体育館」を「18 京丹後市豊栄体育館」に、「23の2 京丹後市豊栄グラウンド」を「19 京丹後市豊栄グラウンド」に改め、24 京丹後市弥栄総合運動公園の表多目的広場の項を削り、「24 京丹後市弥栄総合運動公園」を「20 京丹後市弥栄総合運動公園」に、「25 京丹

後市黒部体育館」を「２１ 京丹後市黒部体育館」に、「２６ 京丹後市黒部グラウンド」を「２２ 京丹後市黒部グラウンド」に、２７の表及び２８の表を削り、「２９ 京丹後市久美浜中央運動公園」を「２３ 京丹後市久美浜中央運動公園」に、「３０ 京丹後市川上体育館」を「２４ 京丹後市川上体育館」に、「３１ 京丹後市川上グラウンド」を「２５ 京丹後市川上グラウンド」に、「３２ 京丹後市海部体育館」を「２６ 京丹後市海部体育館」に、「３３ 京丹後市海部グラウンド」を「２７ 京丹後市海部グラウンド」に、「３４ 京丹後市佐濃体育館」を「２８ 京丹後市佐濃体育館」に、「３５ 京丹後市佐濃グラウンド」を「２９ 京丹後市佐濃グラウンド」に、「３６ 京丹後市田村体育館」を「３０ 京丹後市田村体育館」に、「３７ 京丹後市田村グラウンド」を「３１ 京丹後市田村グラウンド」に、「３８ 京丹後市湊体育館」を「３２ 京丹後市湊体育館」に、「３９ 京丹後市湊グラウンド」を「３３ 京丹後市湊グラウンド」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和３年５月１日から施行する。

京丹後市社会体育施設条例(平成16年京丹後市条例第120号)新旧対照表

現行	改正案																																								
<p>京丹後市社会体育施設条例</p> <p style="text-align: right;">平成16年4月1日 条例第120号</p>	<p>京丹後市社会体育施設条例</p> <p style="text-align: right;">平成16年4月1日 条例第120号</p>																																								
<p>(設置)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(名称及び位置)</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(名称及び位置)</p>																																								
<p>第2条 社会体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p>	<p>第2条 社会体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p>																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>京丹後市橘体育館</td> <td>京丹後市網野町木津1357番地</td> </tr> <tr> <td>京丹後市橘グラウンド</td> <td>京丹後市網野町木津1357番地</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>京丹後市宇川体育館</td> <td>京丹後市丹後町上野105番地の1</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>京丹後市野間体育館</td> <td>京丹後市弥栄町野中2264番地</td> </tr> <tr> <td>京丹後市野間グラウンド</td> <td>京丹後市弥栄町野中2264番地</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	(略)	(略)	京丹後市橘体育館	京丹後市網野町木津1357番地	京丹後市橘グラウンド	京丹後市網野町木津1357番地	(略)	(略)	京丹後市宇川体育館	京丹後市丹後町上野105番地の1	(略)	(略)	京丹後市野間体育館	京丹後市弥栄町野中2264番地	京丹後市野間グラウンド	京丹後市弥栄町野中2264番地	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(削る)</td> <td>(削る)</td> </tr> <tr> <td>(削る)</td> <td>(削る)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(削る)</td> <td>(削る)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(削る)</td> <td>(削る)</td> </tr> <tr> <td>(削る)</td> <td>(削る)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	(略)	(略)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(略)	(略)	(削る)	(削る)	(略)	(略)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(略)	(略)
名称	位置																																								
(略)	(略)																																								
京丹後市橘体育館	京丹後市網野町木津1357番地																																								
京丹後市橘グラウンド	京丹後市網野町木津1357番地																																								
(略)	(略)																																								
京丹後市宇川体育館	京丹後市丹後町上野105番地の1																																								
(略)	(略)																																								
京丹後市野間体育館	京丹後市弥栄町野中2264番地																																								
京丹後市野間グラウンド	京丹後市弥栄町野中2264番地																																								
(略)	(略)																																								
名称	位置																																								
(略)	(略)																																								
(削る)	(削る)																																								
(削る)	(削る)																																								
(略)	(略)																																								
(削る)	(削る)																																								
(略)	(略)																																								
(削る)	(削る)																																								
(削る)	(削る)																																								
(略)	(略)																																								
<p>第3条～第17条 (略)</p>	<p>第3条～第17条 (略)</p>																																								
<p>別表(第9条、第16条関係)</p>	<p>別表(第9条、第16条関係)</p>																																								
<p>1 京丹後市紅葉ヶ丘運動場 (略)</p>	<p>1 京丹後市紅葉ヶ丘運動場 (略)</p>																																								
<p>2 <u>(削除)</u></p>	<p>(削る)</p>																																								
<p>3 京丹後市五箇体育館 (略)</p>	<p>2 京丹後市五箇体育館 (略)</p>																																								
<p>4 京丹後市五箇グラウンド (略)</p>	<p>3 京丹後市五箇グラウンド (略)</p>																																								
<p>備考 市外者が利用する場合は、上記使用料の表に定める額の2倍</p>	<p>備考 市外者が利用する場合は、上記使用料の表に定める額の2倍</p>																																								

現行	改正案
<p>に相当する額とする。<u>ただし、午前及び午後の使用料については、京丹後市弥栄総合運動公園多目的広場の使用料を基準とし、その使用料に定める額の2倍に相当する額とする。</u></p>	<p>に相当する額とする。<u>ただし、午前及び午後の使用料については、それぞれ400円とする。</u></p>
<p><u>5 京丹後市いさなごコート</u> (略)</p>	<p><u>4 京丹後市いさなごコート</u> (略)</p>
<p><u>6 京丹後市丹波体育館</u> (略)</p>	<p><u>5 京丹後市丹波体育館</u> (略)</p>
<p><u>7 京丹後市丹波グラウンド</u> (略)</p>	<p><u>6 京丹後市丹波グラウンド</u> (略)</p>
<p>備考 市外者が利用する場合は、上記使用料の表に定める額の2倍に相当する額とする。<u>ただし、午前及び午後の使用料については、京丹後市弥栄総合運動公園多目的広場の使用料を基準とし、その使用料に定める額の2倍に相当する額とする。</u></p>	<p>備考 市外者が利用する場合は、上記使用料の表に定める額の2倍に相当する額とする。<u>ただし、午前及び午後の使用料については、それぞれ400円とする。</u></p>
<p><u>8 京丹後市大宮自然運動公園</u> (略)</p>	<p><u>7 京丹後市大宮自然運動公園</u> (略)</p>
<p><u>9 京丹後市大宮社会体育館</u> (略)</p>	<p><u>8 京丹後市大宮社会体育館</u> (略)</p>
<p><u>10 京丹後市大宮三坂体育館</u> (略)</p>	<p><u>9 京丹後市大宮三坂体育館</u> (略)</p>
<p><u>11 京丹後市網野グラウンド</u> (略)</p>	<p><u>10 京丹後市網野グラウンド</u> (略)</p>
<p>備考 市外者が利用する場合は、京丹後市弥栄総合運動公園多目的広場の使用料を基準とし、その使用料に定める額の2倍に相当する額とする。</p>	<p>備考 市外者が利用する場合は、<u>午前及び午後の使用料については、それぞれ400円とする。</u></p>
<p><u>12 京丹後市網野体育センター</u> (略)</p>	<p><u>11 京丹後市網野体育センター</u> (略)</p>
<p><u>13 (削除)</u></p>	<p>(削る)</p>
<p><u>14 京丹後市郷体育館</u> (略)</p>	<p><u>12 京丹後市郷体育館</u> (略)</p>

現行	改正案
<p><u>15 京丹後市郷グラウンド</u> (略)</p> <p>備考 市外者が利用する場合は、上記使用料の表に定める額の 2 倍に相当する額とする。<u>ただし、午前及び午後の使用料については、京丹後市弥栄総合運動公園多目的広場の使用料を基準とし、その使用料に定める額の 2 倍に相当する額とする。</u></p>	<p><u>13 京丹後市郷グラウンド</u> (略)</p> <p>備考 市外者が利用する場合は、上記使用料の表に定める額の 2 倍に相当する額とする。<u>ただし、午前及び午後の使用料については、それぞれ 400 円とする。</u></p>
<p><u>16 京丹後市橘体育館</u> (略)</p>	<p>(削る)</p>
<p><u>17 京丹後市橘グラウンド</u> (略)</p>	<p>(削る)</p>
<p><u>18 京丹後市丹後社会体育館</u> (略)</p>	<p><u>14 京丹後市丹後社会体育館</u> (略)</p>
<p><u>19 京丹後市豊栄山村広場</u> (略)</p>	<p><u>15 京丹後市豊栄山村広場</u> (略)</p>
<p><u>20 京丹後市竹野体育館</u> (略)</p>	<p><u>16 京丹後市竹野体育館</u> (略)</p>
<p><u>21 京丹後市竹野グラウンド</u> (略)</p> <p>備考 市外者が利用する場合は、上記使用料の表に定める額の 2 倍に相当する額とする。<u>ただし、午前及び午後の使用料については、京丹後市弥栄総合運動公園多目的広場の使用料を基準とし、その使用料に定める額の 2 倍に相当する額とする。</u></p>	<p><u>17 京丹後市竹野グラウンド</u> (略)</p> <p>備考 市外者が利用する場合は、上記使用料の表に定める額の 2 倍に相当する額とする。<u>ただし、午前及び午後の使用料については、それぞれ 400 円とする。</u></p>
<p><u>22 京丹後市宇川体育館</u> (略)</p>	<p>(削る)</p>
<p><u>23 京丹後市豊栄体育館</u> (略)</p>	<p><u>18 京丹後市豊栄体育館</u> (略)</p>
<p><u>23の2 京丹後市豊栄グラウンド</u> (略)</p> <p>備考 市外者が利用する場合は、上記使用料の表に定める額の 2 倍に相当する額とする。<u>ただし、午前及び午後の使用料については、</u></p>	<p><u>19 京丹後市豊栄グラウンド</u> (略)</p> <p>備考 市外者が利用する場合は、上記使用料の表に定める額の 2 倍に相当する額とする。<u>ただし、午前及び午後の使用料については、</u></p>

現行				改正案			
京丹後市弥栄総合運動公園多目的広場の使用料を基準とし、その使用料に定める額の2倍に相当する額とする。				それぞれ400円とする。			
<u>24 京丹後市弥栄総合運動公園</u>				<u>20 京丹後市弥栄総合運動公園</u>			
区分	午前 午前8時30分～正午	午後 午後1時～午後5時	夜間 午後6時～午後10時	区分	午前 午前8時30分～正午	午後 午後1時～午後5時	夜間 午後6時～午後10時
体育館	1,000円	1,000円	1,000円	体育館	1,000円	1,000円	1,000円
グラウンド	800円	800円	2,000円	グラウンド	800円	800円	2,000円
屋根付ゲートボール場	1コートにつき 400円	1コートにつき 400円	1コートにつき 1,500円	屋根付ゲートボール場	1コートにつき 400円	1コートにつき 400円	1コートにつき 1,500円
多目的広場	200円	200円	—				
備考 (略)				備考 (略)			
<u>25 京丹後市黒部体育館</u> (略)				<u>21 京丹後市黒部体育館</u> (略)			
<u>26 京丹後市黒部グラウンド</u> (略)				<u>22 京丹後市黒部グラウンド</u> (略)			
備考 市外者が利用する場合は、上記使用料の表に定める額の2倍に相当する額とする。ただし、午前及び午後の使用料については、京丹後市弥栄総合運動公園多目的広場の使用料を基準とし、その使用料に定める額の2倍に相当する額とする。				備考 市外者が利用する場合は、上記使用料の表に定める額の2倍に相当する額とする。ただし、午前及び午後の使用料については、それぞれ400円とする。			
<u>27 京丹後市野間体育館</u> (略)				(削る)			
<u>28 京丹後市野間グラウンド</u> (略)				(削る)			
<u>29 京丹後市久美浜中央運動公園</u> (略)				<u>23 京丹後市久美浜中央運動公園</u> (略)			
<u>30 京丹後市川上体育館</u> (略)				<u>24 京丹後市川上体育館</u> (略)			
<u>31 京丹後市川上グラウンド</u>				<u>25 京丹後市川上グラウンド</u> (略)			

現行	改正案
<p>(略)</p> <p>備考 <u>市外者が利用する場合は、京丹後市弥栄総合運動公園多目的広場の使用料を基準とし、その使用料に定める額の 2 倍に相当する額とする。</u></p> <p><u>32 京丹後市海部体育館</u> (略)</p> <p><u>33 京丹後市海部グラウンド</u> (略)</p> <p>備考 <u>市外者が利用する場合は、京丹後市弥栄総合運動公園多目的広場の使用料を基準とし、その使用料に定める額の 2 倍に相当する額とする。</u></p> <p><u>34 京丹後市佐濃体育館</u> (略)</p> <p><u>35 京丹後市佐濃グラウンド</u> (略)</p> <p>備考 <u>市外者が利用する場合は、上記使用料の表に定める額の 2 倍に相当する額とする。ただし、午前及び午後の使用料については、京丹後市弥栄総合運動公園多目的広場の使用料を基準とし、その使用料に定める額の 2 倍に相当する額とする。</u></p> <p><u>36 京丹後市田村体育館</u> (略)</p> <p><u>37 京丹後市田村グラウンド</u> (略)</p> <p>備考 <u>市外者が利用する場合は、京丹後市弥栄総合運動公園多目的広場の使用料を基準とし、その使用料に定める額の 2 倍に相当する額とする。</u></p> <p><u>38 京丹後市湊体育館</u> (略)</p> <p><u>39 京丹後市湊グラウンド</u></p>	<p>備考 <u>市外者が利用する場合の午前及び午後の使用料については、それぞれ400円とする。</u></p> <hr/> <p><u>26 京丹後市海部体育館</u> (略)</p> <p><u>27 京丹後市海部グラウンド</u> (略)</p> <p>備考 <u>市外者が利用する場合の午前及び午後の使用料については、それぞれ400円とする。</u></p> <hr/> <p><u>28 京丹後市佐濃体育館</u> (略)</p> <p><u>29 京丹後市佐濃グラウンド</u> (略)</p> <p>備考 <u>市外者が利用する場合は、上記使用料の表に定める額の 2 倍に相当する額とする。ただし、午前及び午後の使用料については、それぞれ 400 円とする。</u></p> <hr/> <p><u>30 京丹後市田村体育館</u> (略)</p> <p><u>31 京丹後市田村グラウンド</u> (略)</p> <p>備考 <u>市外者が利用する場合の午前及び午後の使用料については、それぞれ400円とする。</u></p> <hr/> <p><u>32 京丹後市湊体育館</u> (略)</p> <p><u>33 京丹後市湊グラウンド</u></p>



現行	改正案
<p>(略)</p> <p>備考 <u>市外者が利用する場合は、京丹後市弥栄総合運動公園多目的広場の使用料を基準とし、その使用料に定める額の 2 倍に相当する額とする。</u></p>	<p>(略)</p> <p>備考 <u>市外者が利用する場合の午前及び午後の使用料については、それぞれ400円とする。</u></p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、令和3年5月1日から施行する。</u></p>

【議会基本条例第8条第1項関係】

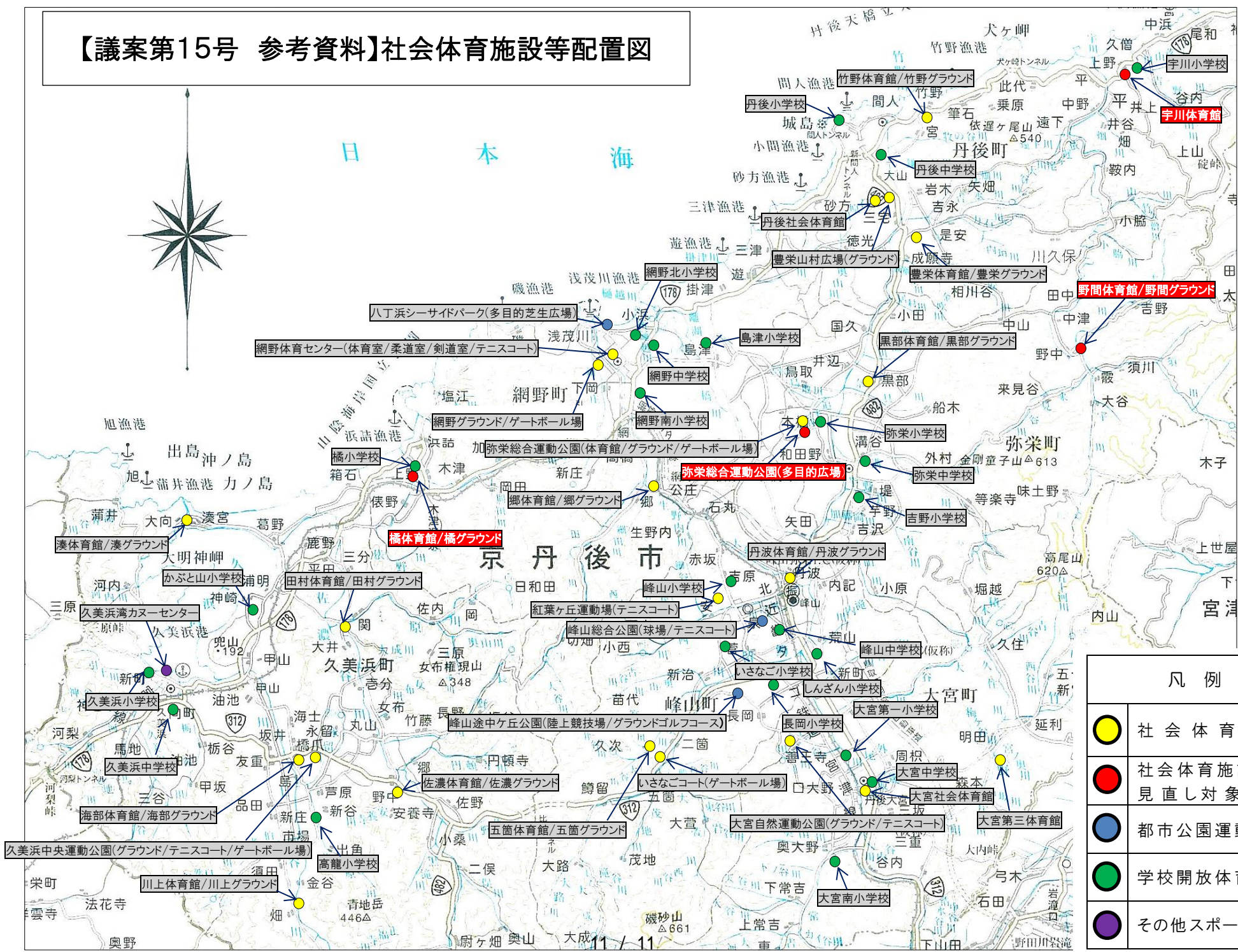
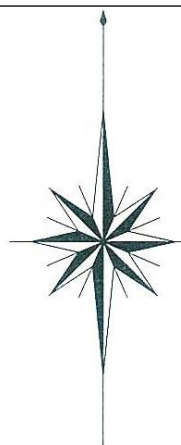
政策等の形成過程の説明資料

令和 3 年 3 月 定例会

議案の 件 名	議案第15号 京丹後市社会体育施設条例の一部改正について	政策等 の区分	計画 ・ 事業 ・ <u>条例</u> その他 ( )
------------	---------------------------------	------------	--------------------------------

<<政策等の概要>> 社会体育施設に関して、京丹後市公共施設等総合管理計画「個別施設計画」に基づく検討及び施設の利用状況、地元同意などを踏まえた上で、一部施設の見直しを行うため、所要の改正を行うものである。	<<市民参加の状況>> 有 ・ <u>無</u> (パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。)													
	<<財源措置の状況>> (単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入) (単位：千円)													
	総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源								
<<政策等の必要性>> 京丹後市公共施設等総合管理計画において、学校の再配置によって社会体育施設として用途変更された体育館等については、利用状況や維持管理経費等を勘案した上で統廃合を検討し、他の運動公園施設と併せて効率的な管理方法を検討するとしている。 これを踏まえ、社会体育施設の中で特に利用の少ない施設及び近隣に代替機能が見込める施設などは見直しを進め、公共施設の適正な配置や有効活用を図るものである。	<<将来にわたる効果及び経費の状況>> 公共施設の適正な配置により、維持管理経費や改修等経費の縮減を図る。													
<<提案に至るまでの経緯>> R3.1.14 地元地区への説明（同意） ~1.22 R3.1.21 社会教育委員会議 R3.2. 1 スポーツ推進審議会 R3.2. 2 例規審査委員会 R3.2.17 教育委員会議	<<総合計画等の整合>> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="background-color: #fff9c4;">総合計画 計画項目</td> <td style="background-color: #fff9c4;">27</td> <td style="background-color: #fff9c4;">多様な学びを支援する社会教育の充実</td> </tr> </table> ○その他の計画(該当する場合のみ) <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="background-color: #fff9c4;">計画名称</td> <td style="background-color: #fff9c4;">京丹後市公共施設等総合管理計画</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #fff9c4;">策定年度</td> <td style="background-color: #fff9c4;">平成27年度（令和元年度改定）</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #fff9c4;">計画期間</td> <td style="background-color: #fff9c4;">平成27年度から令和6年度まで</td> </tr> </table>					総合計画 計画項目	27	多様な学びを支援する社会教育の充実	計画名称	京丹後市公共施設等総合管理計画	策定年度	平成27年度（令和元年度改定）	計画期間	平成27年度から令和6年度まで
総合計画 計画項目	27	多様な学びを支援する社会教育の充実												
計画名称	京丹後市公共施設等総合管理計画													
策定年度	平成27年度（令和元年度改定）													
計画期間	平成27年度から令和6年度まで													
<<政策等の実施時期>> 令和3年5月1日から施行する。	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="background-color: #fff9c4;">担当部局</td> <td style="background-color: #fff9c4;">担当課</td> <td style="background-color: #fff9c4;">添付資料（有の場合は、その名称）</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #fff9c4;">教育委員会事務局</td> <td style="background-color: #fff9c4;">生涯学習課</td> <td style="background-color: #fff9c4;"><u>有</u> 無 社会体育施設等配置図</td> </tr> </table>					担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）	教育委員会事務局	生涯学習課	<u>有</u> 無 社会体育施設等配置図			
担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）												
教育委員会事務局	生涯学習課	<u>有</u> 無 社会体育施設等配置図												

# 【議案第15号 参考資料】社会体育施設等配置図



凡例	
	社会体育施設
	社会体育施設の内見直し対象施設
	都市公園運動施設
	学校開放体育施設
	その他スポーツ施設